

意見書案第1号

(和光市議会)

「「選択的夫婦別姓制度」の議論を進めること」を求める意見書

上記の意見書案を和光市議会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月18日

和光市議會議長 吉田 武司 様

提出者 和光市議會議員

賛成者 和光市議會議員

待鳥 美光  
守保 支博  
齊藤 克己  
猪原 陽輔  
赤松 祐造  
鳥飼 雅司

小嶋 智子  
松永 靖惠  
萩原 主一

## 「「選択的夫婦別姓制度」の議論を進めること」を求める意見書

平成 30 年 2 月に内閣府が公表した世論調査では、「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」が 42.5%、「婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」が 29.3%、「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない」が 24.4%となっています。

また、30 代については、「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」が過半数を超えていました。

平成 30 年 3 月 20 日の衆議院法務委員会における政府答弁によると、法律で夫婦同姓を義務付けている国は日本だけであるにもかかわらず、平成 8 年に法務審議会が、いわゆる選択的夫婦別姓制度の導入を含む「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申してから 25 年を経て、いまだに法改正の見通しは立っていません。

また、最高裁判所は、平成 27 年 12 月、民法の夫婦同姓規定を合憲とする一方で、夫婦同姓の下においては、婚姻によって氏を改める者にとって、アイデンティティの喪失感を抱くなどの不利益を受ける場合があることは否定できず、妻となる女性が不利益を受ける場合が多いことが推認できるとして、婚姻に伴う改姓により一定の不利益が生じる可能性を認め、「この種の制度の在り方は国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」としました。

家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくありません。また、改姓によって、これまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、結婚をあきらめる例なども見られ、不利益を被る人がいることも挙げられます。また、子どもの姓の選択においても議論は深まっておりません。

国においては、国民の異なる価値観、世論の動向等を鑑み、個人の尊厳と男女平等との関係の構築、また、子どもの姓の選択についても「選択的夫婦別姓制度」と一体となって議論していく必要があります。

よって、国会におかれでは、婚姻前の氏を通称とするこの制度、子の立場に配慮した制度を含めて、「選択的夫婦別姓制度」の

議論を進めるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月18日

埼玉県和光市議会

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	菅 義偉	様
法務大臣	上川陽子	様